

# 那覇中学校いじめ防止基本方針

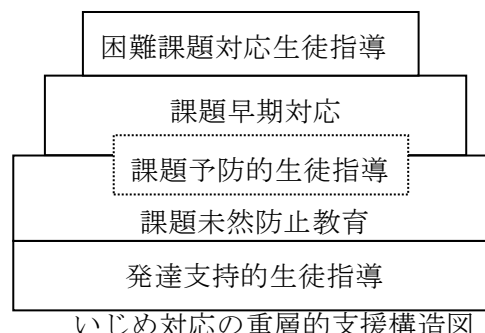
## 1. いじめについての基本理念

教育の目的は、生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者としての資質を育成することである。学校教育は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視して「生きる力」をはぐくむことが重要になっている。本校は、「知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成」を目指し、生徒・保護者・地域にとって「誇れる自分、誇れる学校、誇れる地域」および「安全・安心で自己実現できる学校」を基本理念に掲げ、全職員の協働体制による学校教育活動を実践している。

## 2. いじめの定義と構造図

### 【いじめの定義】

いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。



## 3. 本校の基本方針

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規範意識を醸成し授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがつくり出していくものと期待される。そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

## 4. 学校の実際

- (1) 学校教育目標  
未来に生きる確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を育む
- (2) 那覇中生のプライド実現
  - ・知徳体バランスのとれた成長
  - ・誇れる自分、誇れる学校、誇れる地域・ふるさと
- (3) めざす学校像  
(生徒) 那覇中生のプライド実現に向け目標管理を実践する学校  
(保護者・地域) 安心安全で信頼され通わせたい学校  
(教職員) チームとして共通実践で教育活動を行う学校
- (4) めざす生徒像  
(知) 自ら進んで学び確かな学力が身につけている生徒  
(徳) 規範意識が身につき、思いやりの心を持つ生徒  
(対) 健康管理及び体力向上に努める生徒
- (5) めざす教職員像
  - 幅広い視野と確かな指導力をもった教職員
  - 保護者や地域の願いを受け止め、共に歩む教職員
  - 人間性豊かで社会性を合わせ持つ信頼される教職員
- (6) 育む資質・能力
  - 柱1 問題発見・解決能力(生きて働く知識技能の活用)
  - 柱2 現代的な諸課題に対応する力(思考力・判断力・表現力 未知の状況に対応する力)
  - 柱3 主体性(主体的な判断の下行動する 意思決定 学びに向かう力 自己肯定感)
  - 柱4 多様性を尊重する態度と協働する力(社会参画する 他者理解 チームワーク 思いやり)

## 5. いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

### (1) 日常的な指導体制

#### ①生徒支援委員会

毎週水曜日に、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、教育相談担当教諭、特別支援コーディネーター、養護教諭、寄り添い支援員、生徒サポーター等で情報共有を行い、早期発見・早期対応を話し合う。

#### ②生徒支援連絡会

毎週月曜日に、生徒指導主事、教育相談担当教諭、支援員で、教育相談支援室の様子や、家庭訪問の計画、ケース会議の必要性等について話し合う。

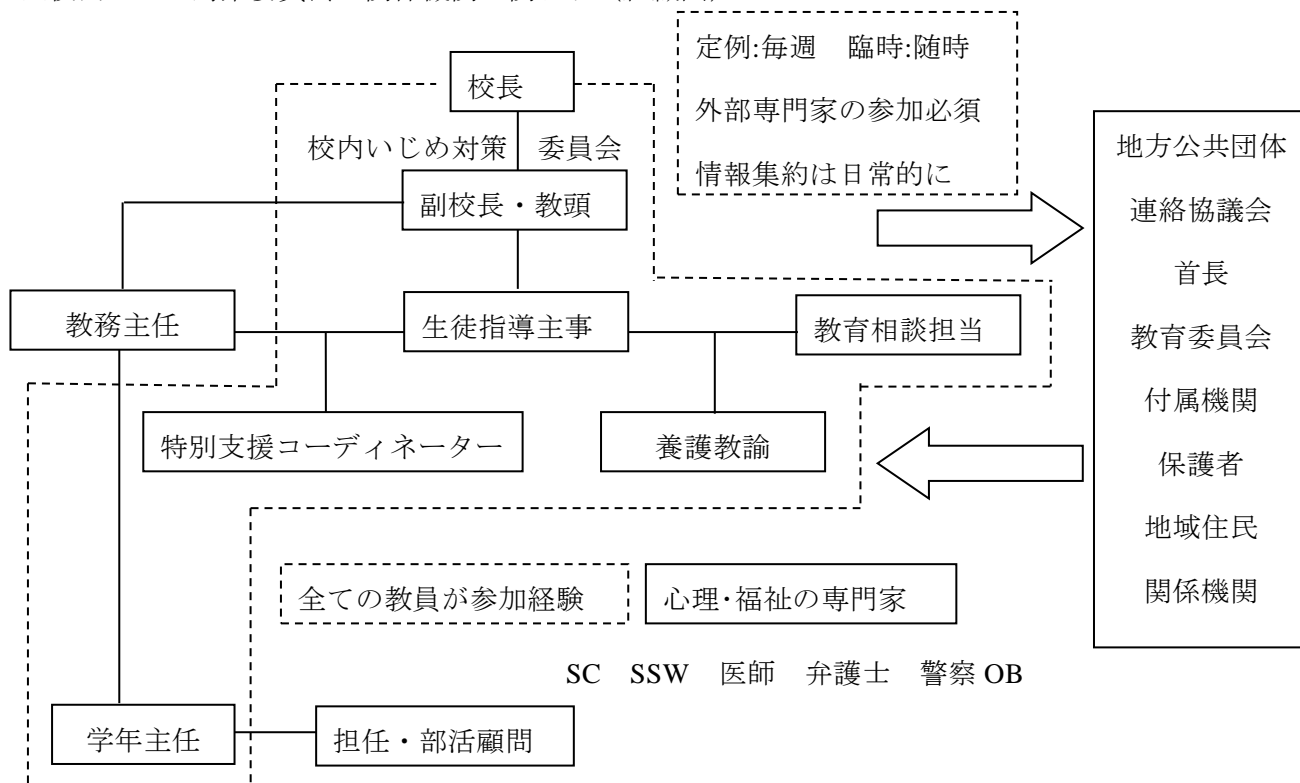
#### ③校内いじめ対策委員会

毎月初旬（人権アンケート終了後）に、または必要に応じて緊急に、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、教育相談担当教諭、養護教諭、生徒サポーター、関係教諭（担任、部活動顧問など）SC、SSW、スクールサポーターで、以下の内容を話し合う。

\*必要に応じて、警察、弁護士、保護司、外部機関が参加。

- ・いじめ防止の全体計画の策定（見直しと再構築、学校評価への対応、HPでの公表）
- ・いじめ発見のための調査（アンケートの取り方、聞き取りの方法など）
- ・「チーム学校」としての関係機関との連携
- ・保護者への対応
- ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議など

※校内いじめ対策委員会と関係機関の関わり（組織図）



校内いじめ対策委員会 参加職員

校長 教頭 生徒指導主事 教育相談担当 各学年主任 各学年生徒指導 養護教諭  
特別支援コーディネーター

### (2) 未然防止

#### ①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

## ②いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## ③いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でもそれを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことが大切である。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

## ④自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう学校の教育活動全体及びボランティア活動を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていることで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

## ⑤生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進(生徒会によるいじめ撲滅の宣言)する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は生徒を支える役割に徹するよう心がける。

## (3) 早期発見

### ① 基本的考え方

いじめは大人が目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。

例えば、暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

## ② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが大切である。

## (4) 早期対応

### ① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### ② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。学校や学校の設置者が、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### ③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

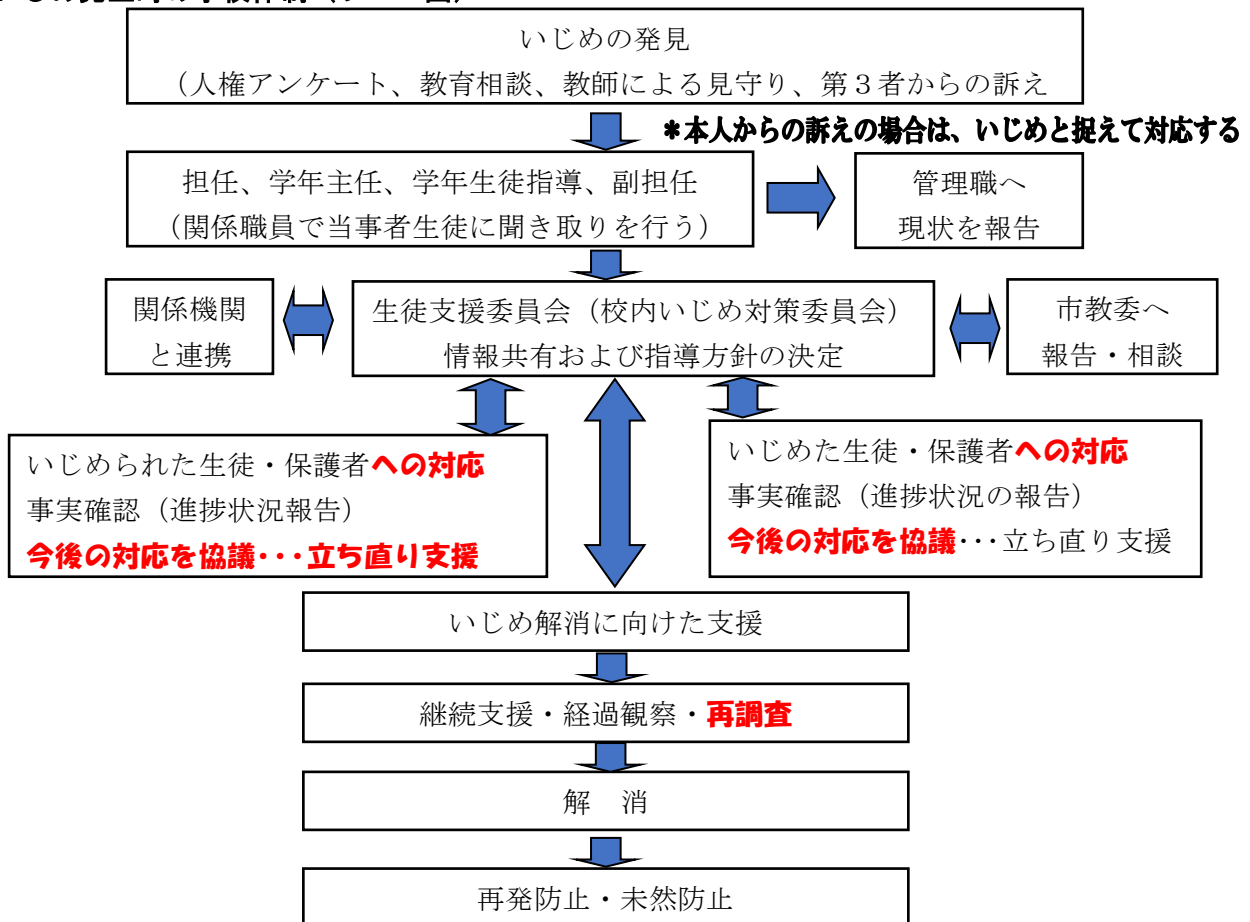
④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

いじめ発生時の学校体制（フロー図）



## (5) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

### 削除依頼の流れ

※拡散する前に、とにかく早急に関係機関と連携を図ること

動画・書き込み・  
写真等の発見

【人権関係相談機関】（インターネット人権相談受付窓口）

相 談 機 関	連 絡 先
那覇地方法務局 人権擁護課	098-854-1215
那覇地方法務局 沖縄支局	098-937-3278
那覇地方法務局 名護支局	0980-52-2729
那覇地方法務局 宮古支局	0980-72-2639
那覇地方法務局 石垣支局	0980-82-2004
全国共通ナビダイヤル「みんなの人権110番」	0570-003-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810
那覇地方法務局子どもの人権110番（子どもの人権に関する相談）	0120-007-110

○インターネット上の削除依頼です。時間の経過とともに、拡散していきます。動画、書き込み、写真等の削除はとにかく早急に対応すること。

#### 1. 書き込みの保存・記録

- ・発見日時、動画、写真等、書き込み発見経緯
- ・ウェブページアドレス（URL）の記録
- ・ウェブページ印刷、ファイルの保存。携帯電話、スマホのスクショ、印刷が困難な場合はデジタルカメラ等で記録

#### 2. 削除依頼（掲示板管理者、ブログの作成者等）

削除完了

「掲示板管理者」等の連絡先を探して削除依頼  
※掲示板管理者が削除しない、または、連絡先がわからない

#### 3. 削除完了（サイト管理者、サービス提供者）

削除完了

「掲示板管理者」等の連絡先を探して削除依頼  
※掲示板管理者が削除しない、または、連絡先がわからない

#### 4. 削除依頼（プロバイダを探して削除依頼）

削除完了

・「プロバイダ」の連絡先を探して削除依頼  
※削除依頼助言については、「那覇地方法務局人権擁護課」でも行っています。

## (6) 指導計画

・年間指導計画と評価（PDCAサイクル）

月	取り組み内容	評価
4	・入学式、PTA 懇談会等で「基本方針」の説明 ・職員研修の実施（「方針」の共通理解） ・教育相談 ・ <b>サイバー犯罪防止教室</b>	中1ギャップ 対策検討
5	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・ <b>薬物乱用防止教室</b>	アンケート 集計・対策検討
6	・学校生活アンケート実施 ・教育相談月間の実施 ・ <b>少年犯罪防止教室</b> ・ <b>いじめ・不登校に関する校内研修</b>	アンケート 集計・対策検討
7	・学校生活アンケート ・三者面談 ・学校評価アンケート	アンケート 集計・対策検討
8	・「いじめ未然防止・対策委員会」の夏休み前までの取り組みの 振り返り	一学期前半 課題検討対策
9	・学校生活アンケート ・「やさしさ運動」の実施（生活委員会）小中一貫共通実践	アンケート 集計・対策検討
10	・学校生活アンケート ・校内研修「アセスメント・プランニングの実践（仮）」	二学期へ向け 対策検討
11	・学校生活アンケート	アンケート 集計・対策検討
12	・学校生活アンケート ・三者面談 ・学校評価アンケート	保護者用学校ア ンケート結果検 討
1	・学校生活アンケート	アンケート 集計・対策検討
2	・学校生活アンケート	アンケート 集計・対策検討
3	・学校生活アンケート ・次年度への引き継ぎ	アンケート 集計・対策検討

## 6. 重大事態について

### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- ※いじめ防止対策推進法第28条第1項

### (2) 重大事態の発生と対応

#### ①重大事態調査委員会

##### ア) 構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、学年生徒指導、養護教諭、特別支援コーディネーター、生徒サポーター、スクールカウンセラー

##### イ) 活動内容

- ・基本方針に基づく取り組みの実施や計画の作成、実行、検証、修正について話し合う。
- ・いじめの相談や通報の窓口となる。
- ・いじめや問題行動に関する情報収集(事実確認)と共有を行う。
- ・指導や支援の体制、対応方針の決定
- ・保護者対応、関係機関との連携、マスコミ対応

#### ②発生時の対応

##### ○重大事態発生(疑いも含む)

上記の(1)の①～③に相当する事例が起こった場合、「校内いじめ対策委員会」を開き、学校の設置者(那覇市教育委員会)に重大事態の発生を報告する。

##### ○学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断する。

##### 学校が調査主体の場合

##### ア) 学校の下に、重大事態調査委員会を設置

- \*組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- \*第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

##### イ) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- \*いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- \*たとえ調査主体に不都合な事があったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- \*これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

##### ウ) いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供

- \*調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい)
- \*関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- \*得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の処置が必要。

##### エ) 調査結果を学校の設置者に報告(設置者から地方公共団体の長などに報告)

- \*いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

##### オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

##### 学校の設置者が調査主体の場合

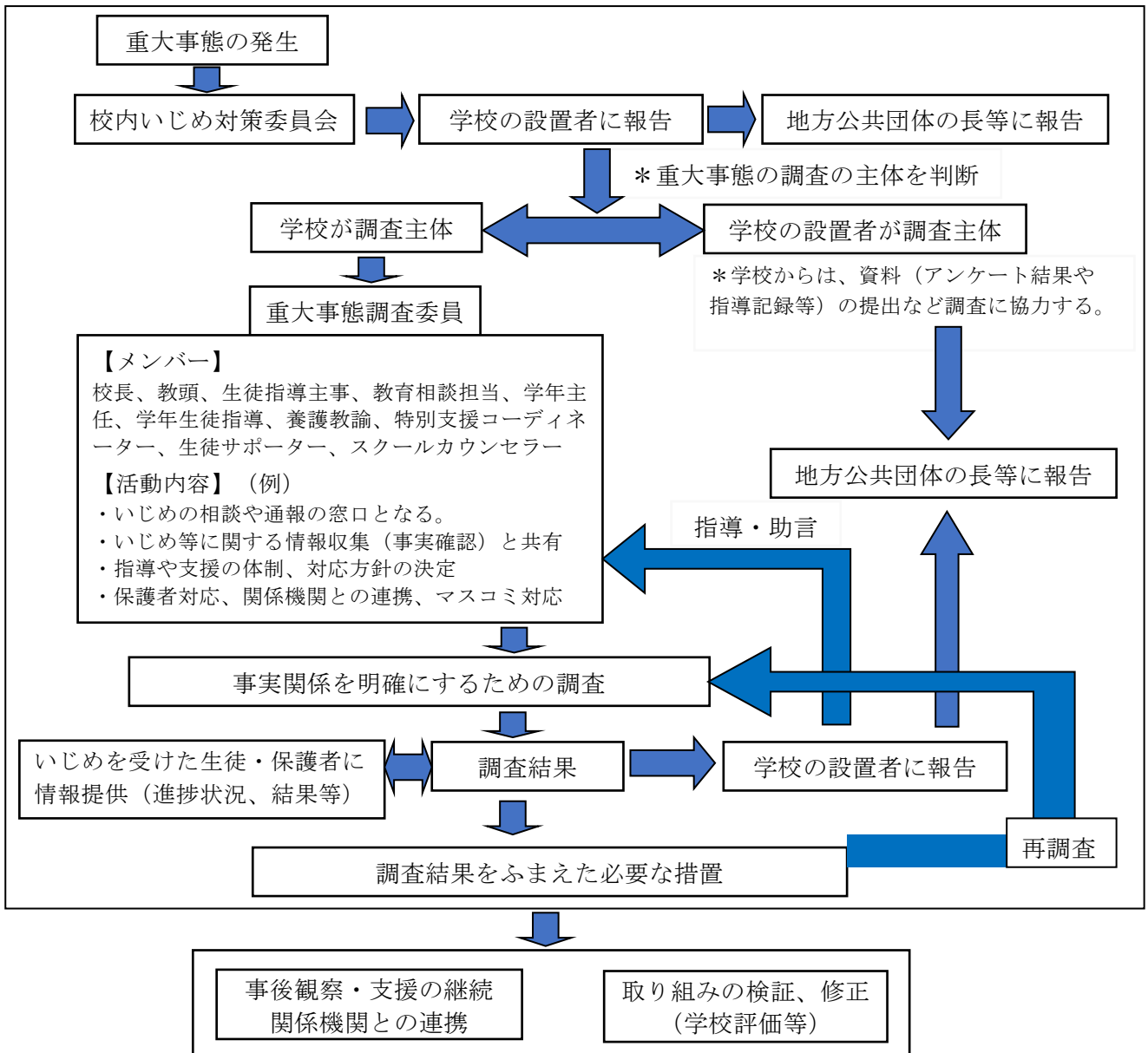
- ・設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

##### 地方公共団体の長等が再調査を行う場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。



### (3) 重大事態の対応フロー図 (第1号・第2号)



- \*いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応する。
- \*生徒や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、「いじめの重大事態ではない」と断言できないことに留意する必要がある。
- \*重大事態の調査主体が県教育委員会の場合には、県教育委員会へ資料の提供等、調査に協力する。
- \*調査によって明らかになった事実関係、進捗状況については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

## 7. PTA及び関係機関等との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 8. その他（参考資料）

○チェックリスト（学校用・生徒用・保護者用・教職員間の共通理解／情報連携）

※下記のチェックリストを活用し、対応する

【学校用】学校におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対し皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしゃどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「○○死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいぎん」、「○○菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

【生徒用】いじめに関する自己チェックリスト

☆いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシート

次の項目について、「A：よくあてはまる B：少しあてはまる C：あまりあてはまらない D：まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかに子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 2 ほかに子が間違いをするとおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 3 ほかに子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。  
( A - B - C - D )
- 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒くさい。  
( A - B - C - D )
- 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。  
( A - B - C - D )
- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。  
( A - B - C - D )
- 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。  
( A - B - C - D )
- 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいになりたい。  
( A - B - C - D )
- 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事はほかに子にやってもらいたい。  
( A - B - C - D )
- 10 遊びや罰ゲームで、ほかに子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。  
( A - B - C - D )

【保護者用】家庭におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

【教職員間の共通理解・情報連携】教職員間のチェックリスト

- 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 生徒支援委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。